

私立小学校に通学する児童の入所に関する規程

特定非営利活動法人
ちがさき学童保育の会

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会児童クラブ運営規約（以下「児童クラブ運営規約」という。）第7条2項に定める私立小学校に通学する児童の受け入れについて必要な事項を定める。

(実施場所)

第2条 私立小学校に通学する児童の受け入れは、居住している小学校区の児童クラブにおいて実施するものとする。

(開所時間)

第3条 児童クラブ運営規約第6条の規定にかかわらず、私立小学校に通学する児童クラブ入所児童（以下「私立小学校に通学する児童」という。）の開所時間は次の各号のとおりにする。

- (1) 居住している小学校区の小学校の授業終了時から午後7時までとする。
- (2) 居住している小学校区の学校の休業日（その日が児童クラブ運営規約第5条に規定する休所日に当たる日を除く。）は、午前8時から午後7時までとする。

(登所及び下所)

第4条 児童クラブ運営規約第26条の規定にかかわらず、私立小学校に通学する児童が児童クラブに登所及び下所するときは、児童の保護者が付き添わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により児童の保護者が付き添うことができないときは、私立小学校に通学する児童の一人登所・帰宅に伴う同意書を添えて理事長に申請し、承認を受けなければならない。

(学級・学年又は学校閉鎖)

第5条 児童クラブ運営規約第30条1項3号の規定にかかわらず、私立小学校に通学する児童の学級、学年又は学校が、学級、学年又は学校閉鎖の指定を受けたときの開所時間は第3条に規定する時間とする。

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃については、理事会においてその過半数の承認を得なければならない。